

DX時代に対応する基盤としての著作権制度・政策に関する論点整理（案）

1. 経緯

- デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が、立法・行政・司法の公的機関や企業等で推進されている。
- これに対応する基盤としての著作権制度・政策に関する課題と対応策について、国会事務局や行政機関、最高裁判所のニーズも踏まえ以下の検討・意見交換を行ってきた。

2. 主な論点案

- ① 立法・行政・司法の目的のための複製を認める著作権法第42条について
 - 民事裁判手続のIT化に対応した公衆送信等について
 - ・ 民事裁判が原則として電子化・オンライン化されることに伴い、適正な裁判、裁判を受ける権利の観点から、民事裁判手続に必要な著作物の公衆送信や公の伝達を可能とする措置が必要（その他、意見の詳細は参考資料1を参照）。
 - 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について
 - ・ デジタル時代に在るべき行政の姿を著作権法の観点からも支えていくことが必要。現行法で可能となっている内部資料としての複製について、デジタルでも同様の利用ができるようにすることが必要。
 - ・ その際、現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に限定した検討や、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないよう対象を限定した検討が必要。
 - ・ 「内部資料」の解釈については周知を徹底する必要がある。その際、現行の解釈も含め検討が必要。
- ② オンラインの会議や電子決裁、書類の共有に係る公衆送信等について
 - ・ 著作権法における「公衆」の定義は広いため、公に広く送信するものと内部に送信するものについて場合分けをして検討することが必要。
- ③ 政治上の演説等の利用を認める著作権法第40条について
 - 国会審議映像の複製や公衆送信について
 - ・ 立法府における運用の状況等を踏まえて検討すべき。
 - ・ 参政権や知る権利といった観点から法第40条全体の議論の中で検討が必要。

④ その他、DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しについて

○オンラインの進展やネット空間の拡大に対応した見直しについて

- ・著作権法第38条に関連して、オンラインでの読み聞かせやメタバース空間での上演等について検討が必要。その際、現行法の運用について、現実空間であっても非営利・無料であれば人数に制限がかからないことについて議論があるところ、慎重な検討が必要。
- ・著作権法第39条に関連して、時事問題に関する論説の転載・放送等について、可能な利用行為の範囲を公衆送信一般にまで広げるかといった検討が必要。
- ・著作権法第45条に関連して、例えば、NFTが付いたアートの取引が進んでいるが、当該NFT付きアートの購入者が所有する作品をネット空間で展示（公衆送信）することの著作権の扱いなど、新しい技術やビジネスに係る著作権制度についても検討が必要。

○その他

- ・著作権法第47条の7により、権利制限規定の目的の範囲内において認められている「譲渡」について、紙媒体での譲渡が可能なものについて、データでの譲渡（公衆送信）を可能とするかという視点での検討も必要。
- ・公衆送信の準備行為としての複製についても併せて措置されるよう検討が必要。
- ・権利制限規定により認められている複製や公衆送信等を契約で制限する場合に、当該契約の有効性や、契約による支障が生じていないか等、著作権法にオーバーライドする問題も踏まえた検討が必要。
- ・災害発生時の情報収集や情報発信等のための著作物の利用についても検討が必要。